

社会保障審議会福祉部会議事録

1 日時：平成18年10月25日（水）10：00～12：00

2 場所：東海大学校友会館「阿蘇の間」

3 出席委員：岩田部会長、石原委員、石橋委員、井部委員、江草委員、小島委員（代理：飯倉氏）、
京極部会長代理、鴻江委員、木間委員、駒村委員、白澤委員、高岡委員、鶴委員、
中島委員、福田委員（代理：田中氏）、村尾委員、森委員

欠席委員：堀田委員

4 議事

(1) 介護福祉士のあり方について

(2) 社会福祉士のあり方について

5 審議の内容

○岩田部会長 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、第2回「社会保障審議会福祉部会」を開催いたします。

まず本日の委員の出席状況について、事務局より御説明いただきます。

○矢崎総務課長 本日の委員の皆様方の出欠状況について御報告いたします。本日は、小島委員、福田委員及び堀田委員が御欠席でございます。小島委員の代理といたしまして連合生活福祉局部長の飯倉さんが、福田委員の代理として栃木県保健福祉部長の田中さんがお見えになっておられます。

井部委員はまだ御着席ではございませんけれども、特段の御連絡もいただいておりませんので、間もなくお見えになると思います。

また、本日は介護福祉士の在り方に関する議論に関連いたしまして、前回の部会において議論となりました福祉系高校の実情などについてお話をいただくため、全国福祉高等学校長会の高橋理事長、文部科学省の合田大臣官房審議官にそれぞれお越しいただいております。

このほか、9月26日付で私ども事務局の方にも異動がございましたので、御紹介いたします。福祉基盤課長の木下でございます。

○木下福祉基盤課長 木下でございます。よろしくお願いいたします。

○矢崎総務課長 なお、本日でございますが、社会・援護局長の中村、審議官の御園は国会関係用務がございまして、11時30分ごろ退席させていただくことになっておりますので、あらかじめお伝えいたします。

次にお手元に配付させていただいてる資料の関係ですが、最後の資料8に前回の部会の議事録がございまして、これは前回の部会において御了解いただきました、部会の公開に係る取扱いに基づきまして、事前に各委員の皆様方に送付して御確認いただいた上で公表させていただいておりますので、申し添えます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○岩田部会長 大分分厚い資料がテーブルの上にあります。今日も多分時間一杯使うことになると思いますが、2つの専門職についての御議論をいただきたいと思います。

まず、介護福祉士の在り方の議論の方から入ります。前回ここで大分議論をいたしましたけれども、事務局の方でその整理をしていただきまして、これを踏まえて検討事項、検討の視点というものをつくっていただいております。本日はこれに沿って各論点ごとに議論を進めたいと思います。

前回の議論の整理と「【論点1】専門資格としての介護福祉士の養成の在り方」について、事務局より御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○成田福祉人材確保対策室長 それでは、御説明をさせていただきます。本日は資料がたくさんございますが、事務局からは資料1から7まで御用意をさせていただきます。

資料1が、前回9月20日の当福祉部会の議論における主な指摘事項をまとめたもの。

資料2から4までが、介護福祉士制度の見直しについて、3つの論点ごとに資料を整理したもの。

資料5から7までが、社会福祉士関係の資料でございます。

まず、資料1と2について御説明をさせていただきます。

資料1の1ページから「介護福祉士制度の見直し関係」でございます。

2ページ「1 介護福祉士制度の見直しに当たっての基本的視点」ということで、専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、介護の担い手の人材確保の側面をどのように調和させていくのかという問題提起がございました。

2点目といたしまして「2 専門資格としての介護福祉士の養成の在り方」につきまして、これからの介護ニーズに対応するために求められる介護福祉士像を踏まえ、介護福祉士資格の取得方法の在り方について検討していくべきではないか。資格を取得するまでの教育内容だけではなく、いわゆる専門介護福祉士に係る制度など、資格取得後のさらなる知識・技能の取得という側面も含めて考えるべきではないか。その資格の在り方については、一方で介護福祉士は人間性・倫理性も大切であり、少しでも人生経験を積んでいただいてから介護の現場に出ていただくのが望ましく、他の保健医療福祉専門職と同様、普通高等学校を卒業後2年以上の専門教育を受けて国家試験を受けて受験する仕組みとすべきという御意見が出されました。一方で、介護福祉士は、一定水準以上の教育内容を前提として、多様であってもよいのではないかと。ボランティア等を通じて小さいときから福祉に対して素養を持って育ってきた者等が、高等学校で福祉の道を志し、資格を取るために努力をしていくというルートを排除すべきではないかという御意見が出されたところでございます。

3ページ「3 介護の担い手としての介護福祉士の人材確保」という点につきまして、介護福祉士の資格を取得している者のうち、実際に就業している者が少ない現状をどう分析するのか、社会の中できちんと認知されるようにするには、どうしたらよいのかを考えるべきではないかという御指摘があったところでございます。

「4 その他」といたしまして、介護福祉士の定義等につきましても、例えば身体介護だけではなく、心理的・社会的支援の側面にも配慮すべきといった観点から点検を行っていく必要があるのではないかと御意見が出されたところでございます。

4 ページから「社会福祉士制度の見直し関係」でございます。

5 ページ「1 求められる社会福祉士像について」ということで、法制定時と現在とでは、求められる社会福祉士像が変わってきているのではないかと。社会福祉士に求められる専門性や担うべき業務として、家族や地域社会への働きかけや地域福祉における役割等について整理すべきではないかという御意見があったところでございます。

「2 社会福祉士の養成課程の課題について」ということで、教育・職能団体・職域の三者の役割分担と連携について、改めて整理する必要があるのではないかと。実践能力を有した人材を育成するために、実習等の在り方について検討してはどうか。その際、実習指導者などの在り方について検討してはどうか。行政による規制の対象となっていない大学等における教育内容について、その格差の実態も踏まえつつ検討してはどうかといった御意見が出されたところでございます。

「3 社会福祉士の任用・活用における課題について」ということで、社会福祉士の職域を拡大するため、現在、社会福祉主事が中心となっている社会福祉専門職の任用要件の在り方等について検討してはどうかといった御意見があったところでございます。

続きまして、資料2に沿いまして、介護福祉士関係の最初の論点の専門資格としての介護福祉士の養成の在り方について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1 ページから「検討の視点」を整理しております。全体的考え方といたしまして、今後介護ニーズが増大し、また介護ニーズの変化に対応するためにも、介護職員の量的確保とともに質的向上が必要ではないかと。介護福祉士の質の全般的向上を図るために、教育内容の充実を行うとともに、すべての者について一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという方法で一元化を図ることとしてはどうか。また、介護福祉士の国家資格は「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」と位置づけ、資格を取得した後も生涯にわたって自己研鑽し、知識・技能を修得するという考え方について、どのように考えるかといった論点を挙げさせていただいております。

2 ページの「福祉系高校ルート」については、資格取得方法の一元化に当たり、教育内容とは別に年齢・学歴により、国家試験の受験資格に制限を加えることとすべきかという論点があり、この点につきましては、人間性・倫理性の涵養のためには人生経験を積むべきであるという観点、明確な職業意識と志を持って学ぶ福祉系高校を含め、介護の分野には多様な人材を確保するべきであるという観点、現に福祉系高校を卒業した者に介護福祉士の受験資格が付与されている観点等を踏まえつつ、どのように考えるかということになるかと思っております。

「実務経験ルート」につきましては、理論的・体系的学習を行うために一定の養成課程を課す場合において、現に就労している者の負担の観点をどのように評価するかということがございます。

3 ページ目からは、この論点に関する資料を付けております。3 ページは、前回も御紹介をいたしました「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」の報告書の抜粋であり、資格取得方法の見直しの方向について書かれている部分でございます。

4 ページ目は、前回もお出しいたしました「介護福祉士の資格取得方法の見直し案」で、上が現行、下が見直し案でございます。見直し案をイメージでお示ししたものが5 ページの図でございま

す。これも前回お出ししたものでございますけれども、白い部分が現行、グレーの部分が見直し案で追加される部分でございます。それぞれのルートをごらんいただきますと、3ページの報告書の抜粋にありますとおり、多様な人材を確保する観点から、それぞれのルートを残しつつも教育内容の充実を行うとともに、図の上にも書いてございますが、すべての者について一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという方向での一元化を図ろうとする見直し案になっております。

6ページで「福祉系高校」という言葉について整理しております。社会福祉士及び介護福祉士法におきましては、第40条第2項で、介護福祉士国家試験の受験資格を有する者として、第1号で3年以上介護等の業務に従事した者と、第2号でこの実務経験者と同等以上の能力を有すると認められる者で、厚生労働省令で定める者とされており、この法律の施行規則におきましては、この同等以上の能力を有する者として、第21条第1号で、中学校を卒業して高等学校において3年以上一定の科目を修めて卒業した者、また第3号で、高等学校卒業後に高等学校の専攻科において一定の科目を修めて卒業した者が挙げられております。この専攻科の例といたしましては、例えばNHK学園等があり、通信制で教育を行っております。この第1号から第3号までの高等学校を総称して、いわゆる福祉系高校と呼んでいるところでございます。

7ページ「実務経験・福祉系高校ルートの現行法での位置付け」でございます。昭和62年の臨時教育審議会の答申を引用しておりますが、ア. で公的職業資格の受験等に必要な要件を見直し、原則として学歴要件を除去するという考え方があり、また当時既にホームヘルパーとして就業している者にも資格取得の道を開く必要性があったことから、①で、制度施行当初より実務経験ルートが設置されているところでございます。

またウ. で、高等学校職業科などで、専門的な職業教育等を受ける者に対し、公的職業資格の取得の道を拡大するという考え方があり、実務経験ルートにおいては、中学卒業で実務に就いた者は、最短で18歳で受験資格を取得するということとのバランスも考慮いたしまして、②の制度施行当初より福祉系高等ルートが設置されたところでございます。

8ページ「『資格』の種類と実務経験ルートの意義」でございます。業務独占資格におきましては、有資格者以外の者はその業務ができませんので、就労前に集中的に勉強して資格を取得していただいた上で業務を行っていただくこととなります。一方、介護福祉士のような名称独占資格におきましては、例えば家族やボランティアの方など、有資格者以外の方もその業務を行っていただくことも法的には可能でございます。したがって、就労前に集中的に勉強をして資格を取る方法だけではなく、働きながら勉強をして資格を取る方法も必要であると考えられるところでございます。

9ページ「介護福祉士の登録者数等の状況」でございます。現在約54万5千人の登録者のうち、約4割が養成施設の卒業者、約6割が国家試験の合格者でございますが、国家試験の合格者の欄をごらんいただきますと、今年の約6万人の合格者のうち実務経験ルートで約5万6千人、NHK学園の卒業者が約1,800人、それ以外の福祉系高校が約3,300人と、それぞれのルートを通じて介護福祉士となっておられる方がいらっしゃいます。

10ページ「福祉・医療関連資格取得に必要とされる要件について」でございます。さまざまな資

格につきまして、上下に資格試験の受験の要否、左右に一定の学歴・教育・実務経験の要否に分けて整理しております。上の中央の四角でございますが、看護師、理学療法士、作業療法士等は、高校卒業後一定の教育を受けた上で国家試験を受けていただくことになっております。その左側でございますが、一定の実務経験や中卒、あるいは中卒プラス一定の教育で国家試験を受ける者で、保育士の一部、準看護師などのほか、一番下の下線の介護福祉士の実務経験ルートや福祉系高校ルートが該当いたします。一方、下の中央の四角でございますが、高卒後一定の教育を受け、国家試験なしに資格を取得する者で、介護福祉士の養成施設ルートのほか、保育士の一部や栄養士が該当しております。今回の見直し案では、介護福祉士について、左上の四角の中のルートを残しつつ、中央下のルートを中心上の四角に移動しようとするものでございます。

このそれぞれのルートを残すことにつきまして、11ページですが、福祉系高校ルートと養成施設ルートについて見てみますと、養成施設の定員充足率を都道府県別に見た場合に、左側の図で、15～18歳人口1人当たりの福祉系高校の定員数の多いところが、必ずしも定員充足率が低いとは言えず、右側の図で、養成施設の定員が15～18歳人口に比べて少ないところが定員充足率が高くなっております。福祉系高校の定員と養成施設の定員充足率に相関関係が余りないことから、福祉系高校ルートにより介護福祉士を目指す方と、養成施設ルートにより介護福祉士を目指す方は、それぞれ別におられて、それぞれのルートが必要ではないかと考えられるところでございます。

12ページは、「実務経験ルートについて」です。現在は、実務経験3年以上で国家試験を受けていただくことができるわけですが、検討会報告書における見直し案では、実務経験に加え、例えば6か月以上の養成課程を課す等とされていることを御紹介しております。

以上でございます。

○岩田部会長 どうもありがとうございました。要領よく前回の議論をおさらいしていただきました。ただいまから、論点1に関する議論を開始いたしますけれども、先ほど事務局から御案内がありましたように、本日は全国福祉高等学校長会の高橋理事長と、文部科学省の合田審議官においていただいておりますので、福祉系高校の実情についてお二人から説明をお願いしたいと思います。

まず合田審議官、よろしくお願いいたします。

○合田審議官 文部科学省の合田でございます。本日は、こういう御説明の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。福祉系高校の位置づけ等につきまして、まず私の方から、できるだけ簡潔に御説明を申し上げたいと思います。

お手元に、私ども提出資料「福祉系高校における介護福祉士の養成について」という資料が配付されておろうかと思っておりますけれども、それに沿って御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページでございますが、高等学校における職業教育につきまして、近年御案内のように、若者の働く意識、あるいは意欲が希薄化するといったようなことが言われております。そういう中で、職業教育は非常に重要なものというふうに考えております。勿論、これまでも工業高、農業高校なども非常に重要な役割を果たしてきたわけでございますけれども、今日におきましても高校生全体に占める専門高校生の割合は一貫して2割を超えるといったようなことで、非常に重要な位置を高校教育の中で占めているということでございます。

2 ページ、その中で福祉系高校ということでございますけれども、先ほど御説明がございましたように、介護福祉士制度創設以来、いわゆる福祉系高校ルートというものを位置づけてきていただいているわけでございますけれども、その背景といたしましては、先ほども申し上げましたような高校における職業教育の意義に加えまして、多様な人材の確保、そして臨時教育審議会第三次答申における御指摘、公的職業資格、高等学校職業科などに、公的職業資格取得の道を拡大するといったような御指摘があったこと等が背景にあるものというふうに理解しております。

そこで、福祉系高校の生徒さんたちでございますけれども、非常に明確な目的意識を持って一生懸命勉強していただいております。必要な知識、技術を修得するというもののみならず、豊かな人間性が非常に重要であるということで、そういったようなことも含めて教育が行われているということでございます。

とりわけ、私ども小・中学校段階で奉仕体験活動を充実するというを近年重視しております。そういったような体験活動の中から、是非福祉の分野で貢献したいという興味・関心・意欲を芽生えさせるといったようなことで、福祉系高校に進学してくる生徒さんたちが多いということでございます。

そういう流れの中で、平成15年に、農業・工業・商業といったようなものと並ぶ専門教科として福祉科が発足いたしました。この3月に初めての卒業生が出たということでございます。こういったようなことも、国民的な期待が結実したものではないかと考えております。福祉系高校は、教育体系全体の中で既に重要な柱として位置づけられるようになってきているということでございます。

4 ページ、その福祉系高校は、いわゆる福祉科高校68校を含めまして187校でございますけれども、介護福祉士国家試験合格率は49.7%、実務経験者ルートが46.2%でございます。その中でも、福祉科高校の卒業生につきましては65.1%ということで非常に高い合格率をいただいております。

また、卒業後の進路につきましても、先ほど申し上げましたようなことで、進路も目的意識も明確な生徒さんたちが多いということで、就職するにせよ、進学するにせよ、福祉分野に多数の生徒さんが進路を取っている。67.3%という状況になってございます。

就職をした後どうかということでございますけれども、いわゆる離職率、この統計では3年半経った時点での離職率が13.5%ということでございます。これは、高校卒業後就職した者全体の3年後の離職率が49.8%に比べて明らかに低い、つまり定着率が非常に高いということになっております。ちなみに大卒の離職率は35.7%ということでございますので、それに比べても更に定着率が高いということでございます。

そういったようなことで、福祉系高校の子どもたちは一生懸命頑張っております。5 ページにございますように、去る7月の「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」の御報告を私どももちょうだいしてございます。福祉系高校についても、教育内容の充実等の見直しをするようにということでございます。私どもといたしましては、この教育時間を1,190時間から1,800時間に大幅に引き上げる、カリキュラムの抜本的な見直しをする。あるいはこれにより難しい場合の実務経験コースの設置、あるいは教育環境の整備充実といったことについて必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

そういうことでございますので、よろしく御審議のほど願ひ申し上げます。

○岩田部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、高橋理事長さんからお願いいたします。

○高橋理事長 全国福祉高等学校校長会理事長の高橋でございます。福祉系高校の現状につきまして、現場で教育に携わっている者といたしまして、審議委員の皆様の御理解をいただきたく、福祉系高校の現状と今後の一端を御報告申し上げたいと思います。

福祉教育に私が関わったのは、昭和63年に本校に福祉科が開設されて以来18年になります。15年度からは、全国福祉高等学校校長会の副理事長として2年、そして昨年からは理事長といたしまして、福祉系高校における福祉教育の充実、進化、発展のために取り組んでまいっておりますでございます。私は、高校福祉教育の現場の実態の生の姿を御報告することにさせていただきたいと思ひます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。まず福祉系高校卒業生の評価のうち、就職、離職率についてでございますが、福祉分野への就職割合がおおよそ8割と大変高く、しかもその離職率は、先ほど文科省からも発表がございましたけれども、高校全体、あるいは大学の3分の1以下と驚くほど低くなっておるのが現状でございます。これは、福祉に携わる夢と希望を実現し、充実した職業生活を送っていることを表しているものと考えます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。次に福祉系高校の教育を受けて、施設に就職した卒業生の評価でございます。平成18年1月に加盟校を通しまして、全国の各施設にアンケート調査を実施させていただきました。私ども福祉系高校が、生徒を送り出してから15年を経っておりますが、その卒業生たちが施設でどのような評価を受けているのか。カリキュラムに定められた教育課程を実施することは勿論のことでございますけれども、それに加えて施設から見て生徒に不足しているもの、求められているものを把握して、より教育レベルを上げて、これからの福祉教育にいかにかかしていくかのために行ったものでございます。

第1点といたしましては、福祉系高校卒業生を採用する理由を尋ねてみました。素直であり、施設方針になじみやすいが43.5%、若さがあり明るく元気であるが22.6%、一生懸命であるが21%と、若いときから介護という職を目指して、それを実現している喜びを一生懸命その職場で励み成長しようと努力していることが表されているものと考えております。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。第2点といたしましては、教育の成果がどのようなところに表れ、示されているのかを把握するために、施設として評価するところを尋ねてみました。素直であり指示されたとおりに業務を遂行するが42.1%、若さと向上心があるが28.8%、明るく元気であるが16.7%で、学んできたことに加えて実社会でよりよい介護福祉士になるために、求められていることを素直に受け入れて、自分のものとして更に職務を全うするだけでなく、より一層レベルを向上させようとする意欲が評価されているものと私どもは受け止めております。

最後に、若いときから意欲を持って臨んだ仕事に就いてはいるが、ほかの介護福祉士と比較し、若いことがハンディになっているかと思ひ尋ねさせていただきました。それは、個人差の問題であるが60.7%、差がないが10.3%で、資格取得時あるいは就職時の年齢経験を施設では余り問題にし

ておらず、さきの第1点、第2点で評価を受けているように、非常に期待され、福祉系高校資格者が施設で高く評価されていることがわかりました。

これらの高い評価は、先ほど申しあげました低い離職率が裏づけているのではないかと考えております。

4ページ目をごらんいただきたいと思います。次に教員については、教員としての資格に加えて、専門教育のための知識・技能を修得して、教育に当たっています。介護福祉士資格を始めとして、資格取得者が多く、教員は自己研鑽を重ねて、次に指導力並びに専門性を高めておるところでございます。今後、福祉系高校が受験資格を得る方法として、1,800時間の履修後に付与される方法。従来の1,190時間の履修に対して、9か月以上の実務経験を経た後に付与される方法の2つが考えられておるようですが、これらの見直しの方向につきましては、福祉系高校においては真摯に受け止めて、高校における福祉教育の充実に今後ますます努めてまいります。

以上、福祉系高校の現場からの現状と、今後の一端を御報告いたしました。私ども福祉系高校は、教育の現場にある者に共通して言えることでありますけれども、特に若いときから介護という人と接して、他人の介護を必要とする皆さんの役に立ちたいという意欲を持って進路を選んだ生徒たちに対して、いかに教育をし、知識と技術だけにとどまらずに、人間として人格を尊重して職務を遂行するという、全人的な知識・情熱を傾け教育しており、そのために他の教科に劣らない努力・研鑽を続けていることを御理解いただきたいと思っております。

今年開催いたしました全国福祉高等学校校長会全国大会におきまして、生徒の体験発表を実施いたしましたけれども、その中で発表したいずれの生徒も福祉にかける情熱、施設での体験の苦勞、難しさ、その中で理解をしてもらうための工夫・努力を、堂々と胸を張り発表いたしております。

その内容、姿には、福祉への情熱、使命感、満足感、そして達成感がひしひしと伝わってまいりました。これは、学んでいる生徒たちが私どもの教育の域を超えて成長している姿として見せ付けられた思いがいたしました。施設の評価にも出ていましたが、素直さ、向上心、意欲、その成長力を実感させられました。福祉教育に携わってから20年になろうといたしておりますが、私が携わった教育に間違いはないと確信いたしております。今後、教育界に何年身を置くことになるかわかりませんが、最近更に福祉教育に対する意欲をかき立てられ精進いたしております。

福祉系高校の福祉教育への取組み、教員のレベル、研鑽状況、そして卒業生の進路、その施設での評価を審議委員の皆様にご紹介し、福祉系高校の現状と今後の一端を教育現場からの御報告とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○岩田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今日のお二方の御報告と、先ほどのまとめ、前回の議論を踏まえまして、御意見、御質問をいただきたいと思っております。どなたからでも、どうぞ。

○井部委員 文部科学省の合田審議官に伺いたいのですが、高校における職業教育の意義ということで御説明がありましたが、この福祉科ではなくて、ほかにも農業とか工業とかいう職業教育がされているという御説明がありましたが、その農業や工業の職業教育におきまして、どのような資格

を取ることができるようになってきているのかを教えてくださいたいと思います。

○合田審議官 「福祉系高校における介護福祉士の養成について」という関係資料の1ページ目に統計表が出てございますけれども、その黒枠で囲っている部分、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の8つの分野が職業教科として整理しているものでございます。そこで取れる資格は、これは非常に多様でございますけれども、職業学科の生徒さんたちが、意欲を持って勉強していく上で、各種の職業資格を目指して勉強することが教育上非常に効果的だということで、それぞれどの分野の職業高校におきましても、そういった各種の資格取得に向けて、例えば商業でございますと簿記といったようなものも含めて、資格取得を目指して学習するということが非常に重要な位置づけに置いているといったようなことでございます。

もし詳細な資格リストがお入り用でしたらば、後ほど資料として御提出させていただきたいと存じます。

○岩田部会長 よろしいでしょうか。

○井部委員 ありがとうございます。

○岩田部会長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○江草委員 ただいま審議官がおっしゃいました資格についてですが、私がお尋ねしたいのは国家資格でございます。簿記ができるとか、1級、2級とかではなくて国家資格でございます。

○岩田部会長 よろしいですか。どうぞ。

○合田審議官 先ほどお話のありました準看護師、看護師関係のもののほか、例えば調理師でございますとか、ソフトウェア開発技術者とかがございます。手元に網羅的なリストがございませんので、その点は申し訳ございません。例えばそういうものがあるということでございます。

○岩田部会長 よろしいですか。

○江草委員 はい。

○岩田部会長 それでは、森委員、どうぞ。

○森委員 今、合田審議官と高橋理事長さんのお話を承りまして、私は介護の現場は7月の冊子の中にもございますように、多様な人材が介護の現場におられるということが、例えばその中で研鑽していくことを含めて、そういう中で利用者の立場からしても大変意義が深いものだと思います。あるいはまた利用者の家族にとりましても、大変すばらしいことだと思います。

そういう中で違いを認めることとして、特に職業系のことも含めて、いろんなコースによって介護福祉士を目指すということで、介護の現場に多様な人材の確保ができると思います。

先ほど高橋理事長さんもおっしゃいましたように、とりわけ福祉マインドの醸成をした人たちが、地域社会、あるいは現場におられるということが、どれほど大きな支えであるかということで、是非とも福祉高等学校、今回の方向として一元化をしていく中で、更に教育内容の抜本的な見直しを含めて充実していかれるという御決意を持って臨まれるのならば、なおさらその道をとぎすべきではないかと思えます。

たまたまこの11月に市内の高等学校の福祉科の生徒が、私どもの市の福祉関係の行事に毎年参加しておりますけれども、やはり地域の住民の皆様方から高い信頼を得ておる。そういうことが、地

域社会あるいは施設と住民とが結び付いていくということで、是非とも多様な人材確保のためにも、この福祉系高等学校の道を、高いハードルかもしれませんが、今後もやっていただける皆様方の熱意を買いたいと思っております。

○岩田部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○鴻江委員 介護福祉士を受け入れております現場から質問させていただきたいと思っておりますけれども、職種別で言うとどういった方々が指導者に多いのか、その辺を教えてくださいと思いたす。看護師の方が多いか、介護の現場からの指導者が多いか、その辺は学校教育の中ではどういった職種の方が多いのでしょうか。

○高橋理事長 生徒を指導している教員の内容でございますか。

○鴻江委員 そうです。

○高橋理事長 福祉系高校では、専門科目を担当する者は、教科「福祉」の免許を所持することは基本的なことですが、先生方の中では、看護大学を出て、看護師資格や、生徒と一緒に介護福祉士を受験し合格するなど、又、社会福祉士・公民・地歴・家庭・情報等の資格者が、少なくとも当学園福祉科におります。

全国の加盟校に対しても、教科「福祉」以外の免許について調査致しましたところ、多くの先生は、介護福祉士・社会福祉士・看護師等の資格を持って福祉教育に臨んでいることがわかりました。

また、併せて、指導力向上のために、厚労省とも関係するかも知れませんが、ダイヤ財団の先生方のご協力をいただきながら、福祉系全国大会、ブロック大会等で研修を深め、資質向上に努めております。決して、教科「福祉」だけで福祉教育を行っておりません。

○鴻江委員 ありがとうございます。今お尋ねしましたのも、現場の中で専門性が非常に問われておりまして、学問的な専門性であるのか、あるいは技能的なものなのかということを考えてみますときに、今、実際現場の中でも認知症の研修であったり、ユニット、いろんな体制が変わってまいっております。そういった多様性に対応するために、現在でもそういった研修を受けている中で、学校の指導者の方たちがどのような方たちになってらっしゃるのかというのは、非常に私たちも問われるんです。

こういう実習、実務レベルの時間が長くなるということは、受け入れる施設にとりましては直接的な業務をやっていただくには責任問題がありますので、なかなかそういったものを理解していただくには、時間が長ければいいということではないと思っております。養成学校等が、どういった実務レベルの指導者をそろえていらっしゃるのかというのは、私たちも非常に気になっている部分ですので、ちょっとお尋ねをいたしました。

○岩田部会長 今の点と係ってですけれども、福祉系高校という場合に、先ほどの御説明にもありましたように、福祉科を置いているところとその他で定着率も含めて大分違うような感じですね。

実は、私の勤務している大学でも、高校の福祉科の先生の養成をしているものですから、実習をお願いしたりしているんですけれども、福祉科を置いている学校では非常に優れた先生がいらっしゃる一方で、そうではない福祉系高校の場合は、むしろ私どもの学生が教えてと言われたというようなこともあって、私もややその辺りの危惧というか、そういう意味でなかなか実習に出せなくな

っているんです。その辺りはいかがでしょうか。

○高橋理事長 青森県に限り申し上げますが、東奥学園高校と光星学院高校に福祉科があり、他に公立高校では、大湊高校・七戸高校・青森中央高校等に福祉コースが設けられ、介護福祉士の受験校となっております。

先生が今おっしゃったことは、どこの高校か分かりませんが、青森県の場合には教員等が充実致しております。

合格率も100%の学校もあり、福祉系高校は今、一丸となって、これからの日本の高齢化社会を支えたいということで一生懸命頑張っているところです。

○合田審議官 ごく手短かに制度的なことを御説明させていただきますと、制度的には教員資格においても、教員数等の基準につきましても、全く差はございません。ただ、実態としては福祉科高校以外の高校の方が、専任の教員よりも非常勤を含む講師の方が割合としては多いという実態がございます。

それは、私ども福祉科の教員免許のほかに、特別非常勤講師とか特別免許状という実務を持っている方の教育についてのトレーニングを若干受けて教育資格を取るというルートを別に用意しておりまして、そちらのルートを活用して講師の資格で教育に携わっているケースが多いためではないかと考えております。

○石橋委員 それに関係してですが、確かに教育内容を充実するというのも非常に大切だと思いますけれども、やはりそれを教える教員の質の向上も非常に大切だと思います。養成校の教員の方が、それこそ厚労省の方から300時間の教員研修が義務化されており、非常に資質の向上に努めているところではありますが、福祉系高校の場合は何らかの縛りがないというののもいかなものかという気がいたしますので、今の介護ニーズに合った教育ができるためにも、そういった教員の質の養成については、もう少し検討していただければと思います。

○京極部会長代理 福祉校の話が今、中心になっておりますけれども、介護福祉士の原点を思い出して、更に将来に向けてどう考えたらいいかということだと思います。

実は、皆様御案内だと思いますけれども、当初介護福祉士の原案は高卒1年だったんです。しかし、保育並みにしようということで、中には3年というドイツ並みのことをおっしゃっていた方もいらっしゃいますけれども、現実論として高卒2年をベースにしたということです。ただ、そのとき先ほどの御説明にもありましたけれども、社会的はしご、ソーシャルラダー、いろんな人にチャンスを与えようということで、現場経験者にも与えるし、福祉校にも与えるということで、多面的なはしごを架けた。

これは社会福祉士にも同じでありまして、4大が基準ですけれども、短大でも2年の実務経験があれば受けられるという形で、これはかなりイギリスを参考にして、アメリカのような学歴主義ではなくて、そういう形でチャンスを与えようとした。しかし、レベルは統一しようということでスタートしたわけでございます。

ただ、当時はなかなか養成校と教育施設の関係が整理されてなくて、ちなみに今、石橋委員からございましたように、介護福祉士においては4大においても養成校の基準でありまして、厳しく縛

りがあるわけでございます。勿論養成校側にも縛りがある。ところが、福祉校は養成校から外れた感じになっているわけで、その問題点に指摘がたくさんあったと思います。

逆に今度は社会福祉士の方もそうですけれども、実は社会福祉士の養成校は厳しい縛りがあるんですけれども、4大ないし短大においては縛りがないんです、養成施設ではないんです。大学を尊重したために養成校から外れているという、法制的に見ますと不十分なままスタートしたというのが現状です。

今後、今、問題になっている介護福祉士を考えた場合、レベルアップしていくときに、養成校の縛りをある程度かけていかなければいけないという点で、私は福祉校の中でも福祉科は非常にレベルが高いし、またそういう動きがありますけれども、その辺をどうしていくか。養成施設の面を福祉校においてもきちっと持って、養成施設の基準を満たしているところと満たしていないところというふうにしていかないと、ペーパーテストではできたかもしれませんが、技能というものがきちっと身に付いているかというのはなかなかこういう資格においては困難だということもあります。

これは検討会の座長のときは言えなかったんですけれども、今は委員ですから申し上げますけれども、将来的にはドイツ並みの3年制ということを考えていいと思うんです。ただ、当面全体のレベルを上げるということが、国家試験を課してきちっとすることは、介護報酬においてもいろんな点で反映されますし、これは養成校においても当然卒業生の身分保証になっていくわけで、非常にレベルが上がる。福祉校も、今までのように簡単に受かる試験かどうかわかりませんので、厳しい試練だと思います。これはどうしても越えなければいけない壁で、そして今、専門介護福祉士という提案も介護協から出ておりますから、そういうものが定着したら、これをまた国家資格として2プラス1の資格にしていくという方向の下で考えていく必要があるのではないかとということで、余り福祉校と養成校の対立図式を描くのは正しくないと、共存共栄の道を考えていかなければいけないと結論的には思っております。

○岩田部会長 ありがとうございます。高校の場合は、教員免許の問題もあって、福祉科の教員養成をどうするかというのが、やはりかなり大きいのではないかと思います。福祉系の大学で高校の教員免許を福祉で取りたいという意欲ある学生がいるんですけれども、まだなかなか実習の受け皿がないんです。青森はきっとそうじゃないと思うんですけれども、たまたま地域が悪かったのかもしれません。

ですから、多様なルートを担保しながら専門性の統一を図るためには、福祉系高校の教員養成が非常に大事ではないかという感じがしますけれども、私の狭い体験だけですので、事情が違うところも勿論おありだと思いますが。

○中島委員 私はこういう社会保障系の委員会に出るのは初めてなので、非常に素人的な考えなんですけれども、伺っているとわかるんですけれども、ある意味では非常に違和感を感じるころがあります。というのは、結局、問題の所在がどこなのかよくわからない。つまり、今の介護の現場で介護を受けてらっしゃる方がどういう問題を抱えていて、それが実際に介護福祉士の資格を持った人たちが現場で働かないために離職が多くて、だから結果として介護の現場でこういう問題が起

きている。こういうニーズがあるのにそれが満たされない。本来ならこういう勉強をしてきてほしいはずなのに、そういう勉強を受けてきてない人がたくさん働いている。だから、もっとこういう資格要件を加えてくれと。また、福祉系高校を卒業した学生たちは、こういう問題があるからもっとこういうことを勉強してくれという話が、私の知識不足かもしれませんが、ほとんど議論がされてなくて、結局資格を持っている人たちが働く場がない。あるいは資格は取ったけれども、実際にはほとんどすぐ辞めてしまう。資格は制度としてつくってしまったけれども、それが十分に活かされてないという、働く側の人たちのことが主題になっているわけです。

ですから、私の素人の感じだと、主客が逆転していると。本来誰のためにある資格なのかということの基本に据えた上で、そのためにどういう資格が必要なのか。また、これは保険ですから、その資格を取るための必要最小限の介護のレベルというのはどこにあるべきなのかということをお教えいただきたいと思います。

○岩田部会長 この点は、論点2、論点3とも非常にに関わり合いがあると思いますけれども、要するに介護福祉士はどんな役割を、何のためにあるのかという、むしろ根本の問題ですね。論点2と一緒にこの点も議論させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、論点2について事務局より御説明いただけますでしょうか。

○成田福祉人材確保対策室長 それでは、資料3で、論点2の介護福祉士の役割について御説明させていただきます。

まず1ページの「検討の視点」でございますが、資料1でも御紹介したように、前回介護福祉士の定義等につきましても、18年間の状況の変化を踏まえつつ、例えば心理的・社会的支援の側面にも配慮すべきといった観点から検討を行っていく必要があるのではないかとといったような御指摘があったところでございます。

2ページは、介護福祉士の検討会の報告書で示されました「求められる介護福祉士像」の12の項目を改めて御紹介しているものでございます。

3ページは、社会福祉士及び介護福祉士法の規定でございます。第2条は、前回は御紹介した介護福祉士の定義でございます。この法律におきましては、定義規定のほかにも社会福祉士及び介護福祉士の義務規定といたしまして、第45条で「信用失墜行為の禁止」、第46条で「秘密保持義務」、第47条で「医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない」といった規定がございます。以上でございます。

○岩田部会長 それでは、今のようなどういう介護福祉士が求められているのかという観点を、先ほど中島委員からの御質問も含めて、是非現場の方から御意見をいただけたらと思います。

○鴻江委員 今の現状と申しますと、人材不足が非常に言われておりますので、ここで今、議論されております、専門性を高くしていくということは、人材確保の面では非常に不安がある。ただ、今、利用者の方々は非常に流動化が進んだり、あるいは施設の中で看取りまでやっている。それから、認知症の数も非常に増えてくる中で、利用者の状態が非常に不安定であるということも言われております。

そういった中で、今までは三大介護と言われておりました身体介護の排泄、食事、入浴といった

ものを重点的にやっていけばいいというようなことであつたわけですが、利用者の方々がそういうふうに多様性を持ってまいりますと、それに対応する質を介護の方も持っていただかなければならないということで、今回のこういった資格問題も出てきているというふうに私は受け取っております。

非常に簡単でございますけれども、現状はそういった部分で、人材確保は非常に難しい部分で、余りハードルを高くするといかかなものかという不安と、今度はただ利用者の方々が非常にそういう状況の方々たちが増えていっている中で、やはり専門性に対応していただけるだけの学問的な知識であるとか技術といったものを備えていなければ、なかなか対応が難しくなっているということでございます。

○高岡委員 今ほど鴻江委員からも、施設現場における利用者像の変化についての話がありましたが、介護現場で今一番の課題となっているのが慢性疾患をはじめとする利用者への重度化対応です。利用者には、その疾患に応じて、たんの吸引、血圧測定、胃瘻など、時にさまざまな対応が必要になりますが、現状では医療行為とされるために介護現場では対応できない事項が少なからず存在します。今年の6月にまとめられた「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書の中では、求められる介護福祉士像として12項目の人材養成における目標があり、特に6番目の項目には、「予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる」ということが掲げられています。こうしたことから、「生活の場」である介護施設における利用者の健康問題については、少なくとも家庭で可能な範囲程度の事項についてはきちんと対応できるような仕組みにさせていただきたいと強く願います。

また昨年、ALS患者に対する家族以外の介護者が行うたんの吸引が認められたことに端を発し、高齢者介護現場や障害者介護現場における医療行為とはされないもの等が通知として示されましたが、現場からの声を聞きますと、まだ内容について十分浸透しておらず、実行のうえでまだ躊躇せざるを得ない状況や判断に困窮する事態もあるようです。

こうした介護福祉士をはじめとする介護現場における介護職員の医療行為等の問題については、ぜひ先般開始された「介護施設等の在り方に関する委員会」においても議論いただくなど、その役割や範囲についてしかるべき整理をしていただく必要があると思います。

○石橋委員 やはり介護保険制度が創設されて、措置制度から契約制度に変わり、より利用者本位の介護を求められるようになりましてから、介護のありよう、介護ニーズというのは非常に大きく変わってきたと思います。時間がないから詳しくは述べられませんが、2ページに書いてありますような、今、求められる介護福祉士像、12の項目がありますが、まさしく今このようなことが求められているというふうに思います。

○石原介護技術専門官 介護技術専門官の石原と申します。先生方に、なかなかどのような教育内容の見直しをするのかという報告なく、今、資格取得ルートの御議論をしていただくのは、なかなかイメージが持ちにくいと思います。事務局としても次回の審議会でもう少し具体的な中身のイメージを資料として提出させていただこうと思っております。

こちらの中身につきましては、7月にまとめられました検討会の報告書をもとにしまして、その

後、養成校の先生や現場の方々、有識者にお集まりいただきまして、作業チームを今、走らせて検討いただいております。

前回1回目の資料、お手元に青いファイルがございますけれども、17ページに履修科目・教育内容の抜本的見直しという資料がございますのでお開きいただければと思います。

こちらの資料でございますが、今回1,800時間に充実させたらどうかということで、教科の内容の柱としましては、人間と社会、こころとからだのしくみ、介護ということで、3つの柱立てをしております。この議論の中で、従来の介護福祉士の養成教育の中では、施設入所の方の全介助の方がモデルになって介護を教えているということで、今、非常に強調されております自立支援という観点からの介護というところが欠けているという御指摘も受けております。

2点目は、高齢者の方々が今まで介護の中心ではございますけれども、今後は障害の方々、特に知的発達障害とか、そういう方々も支援に入れたような教育にするべきではないか。それから、高齢者におきまして、社会的にも認知症のニーズが非常に高くなっておりますが、今までの教育の内容では若干認知症については不十分ということです。

3点目は、特にこころとからだのしくみについてでございます。介護技術、例えば食事介助におきまして、それぞれに必要な、例えばのどの構造、気管と食道がクロスしているので誤嚥をしてしまうとか、そういったように介護技術に合わせたこころとからだのしくみを教えたらどうか。今までは医学一般ということで、医学的な内容を若干薄目に広く教えていたんですけれども、それらを介護技術に応じてきちんと根拠として理解ができるように教えたらどうか。そのような御指摘を主にはされておまして、このようなことが現在の介護の現場では求められているということをお報告したいと思います。

○岩田部会長 ありがとうございます。

○木間委員 全国に消費生活センターは約五百ございます。そこで受けました相談が国民生活センターに寄せられます。年間130万件あるいは180万件という件数ですが、介護に関しては少ない件数ではあります。

その中で苦情内容、相談内容は大きく分けて3つに分かれます。介護サービスの質が1つです。もう一つが価格の問題、3つ目が安全性の問題。安全性、すなわち介護事故の問題です。

特に介護事故の問題を今、申し上げたいのですが、介護事故に関しては500例ぐらい調査をしたことがございます。そのときに、実際現場に行きまして、どういう人が、どういう事故を起こしているのかを見ますと、原因はさまざまありますけれども、1つは介護技術が未熟ということがあります。どの人ですかと聞くと、あの人ですと。それが、先ほどから議論されています福祉系高校卒業なのか、そういうことは私の見た範囲ではわかりません。いろいろな年代の人が、いろいろな場で事故を起こしております。

私は今、御説明がありましたけれども誤嚥の問題にしましても、どうして誤嚥が起きるのかというところを、勿論やってらっしゃると思いますが、事故の事例から、苦情の実態の中から、事故をいかに未然に防ぐのかといった実習をしていただけたらと思います。特養でしたけれども、もし事故が起きてしまった場合どうするのかという対応が雲泥の差です。それだけ現場で差があるという